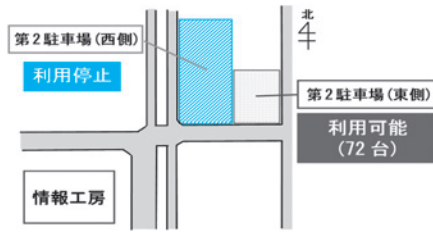


情報工房 交流サロン・第2駐車場の利用停止

情報工房1階の交流サロンおよび第2駐車場の一部について、施設改修に伴い、利用を停止します。イベントなどでご来館される場合の代替駐車場については、イベント主催者にご確認ください。

- ▶ **利用停止期間(予定)** / ①交流サロン(1階)：8月29日～令和6年1月12日 ②第2駐車場(西側)：9月11日～12月8日
- ▶ **備考** / 利用停止期間中も情報工房の貸館施設は通常どおり開館します
- ▶ **問合せ** / 同工房(☎75-7000)へ



案内

マイナンバーカード交付・申請などの休日・夜間窓口の開設

平日の業務時間内に来庁することが難しい人を対象に、マイナンバーカード交付・申請などの休日・夜間窓口を開設します。

* **とき** / 【休日窓口】 8月13日(日) 午前10時～午後4時

【夜間窓口】 8月の毎週火曜日・木曜日の午後5時15分～7時30分

- * **ところ** / 窓口サービス課
- * **内容** / マイナンバーカードの交付・申請受付、電子証明書更新、マイナンバーポインタ設定支援
- * **問合せ** / 同課(☎47-8764)へ



し尿汲取り・浄化槽清掃許可業者の休業

市が業務を委託する、し尿汲取りおよび浄化槽清掃許可業者は、8月11日(金・祝)から15日(火)まで休業します。

詳しくは、環境衛生課(☎47-8574)へ。

8月は「電気使用安全月間」

毎年、夏になると感電事故が多発します。ご家庭でも定期的に安全点検をしましょう。

- ① 傷んだ電線、コードを使っていないか
 - ② 洗濯機、電子レンジにアースは取り付けられているか
 - ③ 1つのコンセントからたくさん電気を使っていないか
- 詳しくは、中部電気保安協会(☎0120-650-006)へ。

開かれた市政へ 情報公開・個人情報保護制度

情報公開条例により、市・教育委員会・議会などの実施機関が保有する情報の公開を行っています。また、個人情報保護法により、市民の皆さんの個人情報について適切な取り扱いの確保に努め、本人からの請求により情報の開示を行っています。

令和4年度の実施状況は、情報公開が603件、個人情報の開示が138件でした。詳しくは、行政管理課(☎47-8294)へ。

市政情報コーナーのご案内 インターネットからも!

市で作成した小冊子や公文書目録、審議会会議録などの資料は、市役所3階の市政情報コーナーや市立図書館3階の行政資料コーナーで閲覧できるほか、市HPや市公式LINEアカウントからも閲覧・ダウンロードすることができます。

審議会などの傍聴ができます

審議会	担当	日時	場所
緑化審議会	担当：公園みどり課(☎47-8409)	8/7(月) 13:30~15:00	市役所4階 情報会議室
・みどりの行動計画実績および行動計画(案)について ほか			
障がい者の暮らしを支える協議会	担当：障がい福祉課(☎47-7162)	8/16(水) 13:30~15:00	市役所8階 大会議室
・第2期障がい者総合支援プランの骨子(案)について ほか			
地域創生総合戦略推進委員会	担当：地域創生戦略課(☎47-8216)	8/18(金) 13:30~15:30	市役所4階 情報会議室
・地域創生総合戦略の効果検証について ほか			

移住・定住促進 大垣で暮らそう!! ~大垣暮らしのオトクな制度~

市は、移住・定住人口の増加を図るため、大垣暮らしをする際の補助などの事業を進めています。

市外に住むご家族などに、ぜひご紹介ください。

詳しくは、市HPをご覧くださいか、住宅課(☎47-8184)へ。

① 親元近くに転居 《子育て世代近居支援事業》

市外の子育て世帯が、親世帯の住む市内に転入するときの引っ越し費用の一部を補助します。

▶ 対象者…次の条件をすべて満たす人

- ① 市外から転入した、中学生以下(妊娠中を含む)の子がいる人
- ② 親世帯(年齢不問)が市内に1年以上継続して居住している人

▶ **補助金額**…引っ越し費用の5分の3(上限6万円)

▶ **申請期限**…転入日(住民票異動日)から6か月以内

② 新築を購入 《子育て世代等住宅取得支援事業》

市内に新築住宅を取得した人に、金融機関などで借り入れた住宅取得費用の利子の一部を補助します。

▶ 対象者…次の条件をすべて満たす人

- ① 市内で居住用住宅を新築、または新築の住宅・分譲マンションを購入して、その住宅に転入・転居(いずれも住民票の異動を伴うもの)した人 ※申請者は住宅1戸につき1人。店舗等併用住宅の場合は、10分の9以上が住居であること
- ② 申請期限日までに、中学生以下(妊娠中を含む)の子がいる人、または夫婦どちらか一方が40歳未満の世帯の人
- ③ 市税等を完納しており、①の住宅の取得資金として金融機関などから融資を受けている人

▶ **補助期間**…3年間

▶ **補助金額**…各年度の利子支払額(上限10万円)を年1回補助(最大30万円)

▶ **申請期限**…対象住宅を取得した日から1年以内

▶ **受付期間**…12月28日まで



③ 中古を改築 《子育て世代等中古住宅取得リフォーム支援事業》

市内に新たに中古住宅を取得し、リフォームを行う際の費用の一部を補助します。事前に申請が必要です。

▶ 対象者…次の条件をすべて満たす人

- ① 市内に自ら居住するための中古住宅、または中古の分譲マンションを新たに取得し、その住宅に転入・転居(いずれも住民票の異動を伴うもの)した人 ※申請者は住宅1戸につき1人。店舗等併用住宅の場合は、10分の9以上が住居であること
- ② 申請期限日までに、中学生以下(妊娠中を含む)の子がいる人、または夫婦どちらか一方が40歳未満の世帯の人
- ③ リフォーム工事を市内業者(本店・支店)に依頼して行う人
- ④ 市税等を完納している人
- ⑤ 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の場合は、耐震診断を受けている人、またはリフォーム工事と同時に耐震改修工事を行う人 ※いずれも上部構造評点が0.7以上必要。無料耐震診断と耐震改修工事助成については、建築指導課(☎47-8436)へ

▶ **補助金額**…リフォーム費用の3分の1(上限30万円)を1回補助

▶ **申請(実施計画書提出) 期限**…対象住宅を取得した日から1年以内かつリフォーム工事着工前(要相談)

